

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たると翌日)

目 次

◇ 告 示

昭和四十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度

解除予定の保安林

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 公 告

昭和四十八年度第一回高压ガス販売主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百八十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十八年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在 場所 市郡名 町村名 大字名 字 名	皆伐面積 の限度 ヘクタール 単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	一八三・九・六三 八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 若 智 頭 桜	七・〇三 若 智 頭
干害防備保安林	船 岡 殿	五・六八 船 岡 頭
〃	佐 治	五・九七 用 瀬
〃	〃	〇・〇三 佐 治
〃	喜才谷山	〇・三八 喜才谷山
〃	明見谷東平	〇・四六 明見谷東平
〃	水口池ノ内下平	〇・九二 池ノ内下平
〃	赤波	一・六〇 赤 波
水源かん養保安林	鳥取	九三二・九六 鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原・郡家	一・八〇 河 原
〃	八頭郡 河原	七・〇四 郡 家
〃	八頭郡 岩美	八八・三三 岩 美
〃	八頭郡 岩美	四・〇〇 国 府
〃	八頭郡 岩美	〇・三〇 福 部
〃	八頭郡 岩美	四七・四一 鳥 取
〃	八頭郡 岩美	一・〇八 氣 高
〃	八頭郡 岩美	五八・〇〇 鹿 野
〃	八頭郡 岩美	九・二七 青 谷

干害防備保安林	岩美	長谷	四・二六	谷
鳥取	高路	一五・八二	高	
気高	野	一・〇二	水	谷
倉吉	鹿	二二・三六	倉吉地区	
東伯		三三・六三	倉吉	
倉吉		三四・〇三	倉吉	
東伯		四六・二六	東	郷
東伯		三三・八三	三	朝
東伯		一八・七六	関	金
干害防備保安林		一四・八〇	東	伯
倉吉		〇・三〇	志	津
倉吉		一・七六	栗	尾
東伯		〇・六六	大	原
東伯		〇・〇四	宮	内
東伯		〇・六五	大	谷
東伯		〇・〇八	槻	下
東伯		〇・七四	金	屋
東伯		〇・七六	杉	地
水源かん養保安林		六〇・九・五三	米子地区	
西伯		〇・六四	中	山
日野		四・〇八	大	山
西伯		一・三二	会	見
土砂流出防備保安林		四・六六	岸	本

干害防備保安林	西伯	西伯	四・四四	西伯
米子	溝口	米子	〇・一〇	米子
日野	江府	溝口	四・三二	溝口
日野	江府	江府	二・四四	江府
西伯	大	山	二・一八	宮内・坊領
西伯	西伯	法勝寺	〇・〇六	門野
西伯	西伯	長田	二・二〇	孝靈山
西伯	西伯	赤松	〇・八二	法勝寺
西伯	西伯	伐株	〇・一〇	大谷奥
西伯	西伯	大谷奥	一〇・四七・九三	日野地区
日野	日野	日野	一六・一四	日野
日野	日野	日野	四・一七	日野

鳥取県告示第三百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字峠二五八三の六

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年六月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市立町二丁目八五 辰巳産業株式会社 代表取締役 渡辺 安恵	米子市吉谷字鶴毛泰山三三八ノ八、 字山ノ神谷山三二五ノ三、三二七 ノ七、榎原字平一四六ノ一、一四 六ノ三〇、一四六ノ三三、一五五 ノ一、一五六ノ五、一五六ノ六、 一五七ノ五、一六〇ノ二二、一六 〇ノ一六、一六〇ノ一七、字土井 三五七ノ二、三六一ノ一、三六一 ノ四、三六二ノ五、三六二ノ七、 字奈喜良屋四〇ノ二、四三ノ一	幅員 四・六〇メートル 〃 六・〇〇メートル 延長 二八六二・二〇 メートル

四、四三ノ二二、四五ノ二、四六 ノ一、五八ノ一、五八ノ四、字南 仲屋敷二二八ノ一、三六ノ一、一 三六ノ四、一三六ノ一八、一三六 ノ一九、一三六ノ二四、一四〇ノ 一、一四〇ノ一八、一四〇ノ二 〇、一四〇ノ二五、二二八ノ一・ 一三六ノ一・一三六ノ一八地先農 道
--

公 告

高圧ガス取締法、(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和48年度第1回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和48年6月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第1種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	午前10時から正午まで

第2種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令	午前10時から正午まで
	液化石油ガスの販売に必要な通常の 保安管理の技術	

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日
昭和48年7月8日(日曜日)
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手續

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料
第1種販売主任者免状に係る試験 700円
第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。

この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和48年6月5日から昭和48年6月12日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。